

基発第 0608001 号
平成 21 年 6 月 18 日

社団法人産業安全技術協会
会 長 殿

厚生労働省労働基準局長

型式検定合格証の失効について

貴殿が平成 17 年 5 月 6 日付けで型式検定合格証を交付した下記 1 の型式の機械等については、下記 2 の理由から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 44 条の 4 第 1 号に該当するものと認められたため、同条の規定に基づき、当該機械等に係る型式検定合格証の効力を平成 21 年 6 月 8 日付けで失わせ、平成 21 年 6 月 18 日付けで官報に公示したので、その旨通知する。

記

1 対象型式の機械等

- ・ 品 名 防じんマスク
- ・ 型式の名称 GK2200A1V
- ・ 型式検定合格番号 第 TM266 号
- ・ 合格証の被交付者 三暉商事有限会社
- ・ 合格証の交付日 平成 17 年 5 月 6 日
- ・ 合格証の有効期限 平成 17 年 5 月 6 日から平成 22 年 5 月 5 日まで
- ・ 型式検定申請者 三暉商事有限会社
- ・ 製 造 者 Shanghai Gangkai Purifying Products Co., Ltd.

2 失効の理由

上記型式の機械等は、防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）第 6 条の排気弁の作動気密試験に係る条件に適合していないこと。

なお、失効した同型式検定合格証については、当該合格証被交付者に対し、型式検定実施者まで遅滞なく返還するよう命令したので、併せて通知する。